

【多摩市】調布市, 日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和元年12月16日(月)～令和2年1月10日(金)
- (2) 周知方法 たま広報令和元年12月5日号及び多摩市公式ホームページ
- (3) 公表方法 市役所4階福祉総務課・図書館本館・第二庁舎1階行政資料室 多摩センター駅出張所・永山公民館・関戸各公民館・公式ホームページ
- (4) 意見提出先 市役所4階福祉総務課・図書館本館・第二庁舎1階行政資料室 聖蹟桜ヶ丘出張所・多摩センター駅出張所・永山公民館に設置の回収箱へ投函
公式ホームページ

2 意見提出件数 成年後見制度利用促進基本計画(素案) 11件(2人)

No	「該当ページ」 該当項目	意見内容	市の考え方
1	P13～P18 Ⅲ-2 5市及びセンターの運用の状況	<p>本計画は「概要」で説明されているとおり、広域における共通計画というところに主眼があるのだと思います。しかし、多摩市民としては多摩南部成年後見センターになじみがありません。実績の中に多摩市の実績がなく、いつも5市というところでひとくりにされてしまいます。</p> <p>「実践・成年後見」という雑誌の‘06・7月号と‘13・11月号にセンターの特集記事がありますが、やはり5市ひとくくりです。市民から見ると、一次窓口での密室化、センターでの密室化という二重の壁があると思います。</p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画の24ページ 施策2-1に表記したとおり、5市各市の担当部署・相談機関が一次相談窓口として担い、二次相談窓口は多摩南部成年後見センターが担うという役割分担となっています。しかし、本市においては、市における一次相談窓口が明確な位置づけとはなっていなかったことから、今後、成年後見制度の利用促進を推進するために、市域内における誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知をはかります。</p> <p>具体的に、多摩市地域福祉計画 50ページ施策1-4 権利擁護の推進⑧地域連携ネットワークの構築の中で、多摩南部成年後見センターが広域的な中核機関としての役割を担いつつ、多摩市社会福祉協議会を、多摩市の地域連携の要とすることとしております。</p> <p>また、いただいたご意見の各市の現状については、本計画ではなく、各市の単体計画または地域福祉計画等に記載していく予定です。なお、多摩市の実績については多摩市地域福祉計画 21ページに成年後見制度の利用状況が掲載しておりますのでご参考ください。</p>

2	P18 Ⅲ-3 5市及びセンターの今後の方向性	3点にしぼられていますが、5市については親族後見人への支援とネットワークの充実、センターについては、家裁との関係づくりに期待します。	本市においては、多摩市地域福祉計画 50 ページに⑧地域連携ネットワークの構築及び⑩担い手の養成と権利擁護センターの機能の充実を実施してまいります。
3	P8 Ⅱ-1 広域での共通計画策定の目的	<p>素案は、「利用者がメリットを実感できる成年後見制度や運用」を促進することの重要性を繰り返し記載されている点で素晴らしいと思っています。さらに、より良い計画になるように、以下の●記載内容を→以下のように修正することを提案します。</p> <p>●p.8 12行目「ただし、共通計画だけでは、成年後見制度利用促進に向け各市の実情に応じた段階的・計画的な整備の推進を図るのに不十分な点があるため、5市で時期を見極めたうえで、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものです。」</p> <p>→広域で5市に共通する課題に取り組む中核機関としての「多摩南部成年後見センター」と身近な地域の相談支援を行う中核機関としての「市社協権利擁護センター」等に機能を分散して、成年後見制度の利用促進を推進していくため、構成5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、また、市の実情に応じた計画として、時期を見極めたうえで、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものです。</p>	<p>本項では、共通計画策定の目的について表記しております。このため、ご意見中にある「身近な地域の相談支援を行う中核機関」の位置づけは、各市の実情に合わせて各市で福祉関連計画・単体計画において策定されることとなります。本市におきましては、身近な地域の中核機関として「多摩市社会福祉協議会権利擁護センター」を位置付けるべく検討をしておりますが、他市におきましては、市の実情に合わせて、設置されるものです。</p> <p>併せて、「中核機能を分散する」ということではなく、多摩南部成年後見センターと各市が、それぞれの機能を活かし協働して推進していく5市共通の目標を定めたものが共通計画であり、また、その共通計画を基本に各市の実情に応じた段階的計画的取り組みを示すものが各市における福祉関連計画や単体計画となります。</p> <p>このため、共通計画策定の目的としての表記としては、素案の通りとさせていただきます。</p>
4	P9 Ⅱ-2	●p.9 1行目「利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用を促進」	<p>ご指摘いただいた点について、以下のように修正いたします。</p> <p>○利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用をしていく。</p>

	5 市における市町村計画と共通計画との関係性	<p>→利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を促進」</p> <p>提案理由：成年後見制度利用促進基本計画の中でも、「利用者がメリットを実感できる成年後見制度・運用の改善」となっている。「利用者がメリットを実感できる」が実現できていない現状では、「利用者がメリットを実感できる」と「成年後見制度の利用を促進」をつなげる記述には慎重を期して頂きたい。「現状のままの成年後見制度の利用を促進」するのではないかという危惧を市民の方は持っているからです。</p>	
5	P14、P17、P37	<p>●3か所（p. 14、p. 17、p. 37）の説明は不正に思われます。p. 24の説明または趣旨に沿って整合性を持たせることを提案します。3か所の中ではp. 17の説明が最も妥当だと思います。</p> <p>○p. 24</p> <p>※一次相談窓口とは、市民からの相談先となる5市、社会福祉協議会（権利擁護センター等）及び地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の地域の相談窓口をいいます。※二次相談窓口とは、市、社会福祉協議会及び地域の関係機関からの相談先となるセンターをいいます。</p> <p>○p. 14 行目「5市の福祉総務課、福祉政策課等が市民からの一次相談窓口を、またセンターが5市や関係機関からの二次相談窓口を担うことを基本としています。」</p> <p>○p. 17 10行目「現在、一次相談窓口は5市各市の担当部署・相談機関が担い、二次相談窓口はセンターが担う役割分担となっている。」</p>	<p>ご指摘いただいた3か所の記載については、以下のように修正いたします。</p> <p>○p.14 行目「5市の担当部署・相談機関が市民からの一次相談窓口を、またセンターが5市や関係機関からの二次相談窓口を担うことを基本としています。」</p> <p>○P17 10行目については変更なし。</p> <p>○p.24※一次相談窓口とは、市民からの相談先となる5市の担当部署、社会福祉協議会（権利擁護センター等）及び地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の相談機関をいいます。</p> <p>※二次相談窓口とは、市、社会福祉協議会及び地域の関係機関からの相談先となるセンターをいいます。</p> <p>○p.37「現状では、5市の担当部署・相談機関が市民からの一次相談窓口を、またセンターが5市や関係機関からの二次相談窓口を担うことを基本としています。」</p>

		○p. 37「現状では、5市の福祉総務課、福祉政策課等が市民からの一次相談窓口を、またセンターが5市や関係機関からの二次相談窓口を担うことを基本としています。」	
6	P20 基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進	提案理由：p. 9の提案理由と同じです。 成年後見制度利用促進基本計画の中でも、「利用者がメリットを実感できる成年後見制度・運用の改善」となっている。「利用者がメリットを実感できる」が実現できていない現状では、「利用者がメリットを実感できる」と「成年後見制度の利用を促進」をつなげる記述には慎重を期して頂きたい。「現状のままの成年後見制度の利用を促進」するのではないかという危惧を市民の方は持っているからです。	ご意見いただいた件について、現状のまま成年後見制度の利用を促進していくのではなく、成年後見制度の利用についてメリットを感じていただくような仕組作りとして、本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実を目標としており、24ページの施策2-1～施策2-4に記載があるように権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備を行い、意思決定支援の在り方の検討、成年後見制度の利用が必要な人に地域福祉権利擁護事業の支援から円滑に適切な支援方法を検討する仕組みを整備することを考えております。
7	p. 24 施策2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備	「現状」で、障害児者の親の成年後見への思いに触れられていない点 提案：障害児者の親の会へのヒアリングで聞き取った成年後見制度に対する考えや思いを持っているのかを盛り込むべきだと思います。 提案理由：こうした理解があって、初めて今後の取り組みの方向性が具体されると思います。	計画P16、17、P3-2 現状に障害児・者の親御さんからの課題認識を表記させていただいています。特に、ご意見としていただいた地域の相談窓口の体制整備についてはP23 施策1-2に、適切な候補者の推薦の仕組みについてはP30 施策3-2に表記をしていますのでご参照ください。
8	P29 取組の方向性	●p. 29 に追加 →一次相談業務やヒアリングを行う中で、利用者や親族等の成年後見制度や運用についてのニーズを把握し、計画見直しに活かします。	ご意見につきましては今後の取り組みの参考とさせていただきます。
9	P31 取組みの方向性	●p. 31 に追加 →市民後見人が受任後もフォローアップを行い、市民後見人の声を市民後見人養成等に活かします。	ご意見につきましては今後の取り組みの参考とさせていただきます。

10	P40	<p>●p. 40 「利用者にとってよりメリットを実感できるような制度運用となっているか、という視点での確認」</p> <p>提案：共通計画の「振り返り」の際には、相談業務やヒアリングを通して聞き取った利用者や家族の声を大切にして頂きたい。</p>	ご意見につきましては今後の取り組みの参考とさせていただきます。
11	P45	<p>●p. 45 親の会へのヒアリング調査 11月に実施</p> <p>もっと計画策定の初期の段階で、は親の会へのヒアリングを行う必要がありました。それこそが、「成年後見制度利用促進基本計画」が「利用者がメリットを実感できるような成年後見制度や運用に変えることを目指していることを示すことになったと思います。</p> <p>計画策定後には、相談支援やヒアリング等、様々な方法を通して、利用者や家族等の声を聞き取りことを大切にして頂きたいと思います</p>	ご意見につきましては今後の取り組みの参考とさせていただきます。